

9 関係機関等の相談窓口と事業概要

県や市町村以外の犯罪被害者等の相談窓口と事業概要

- (1) 犯罪被害者等相談窓口と事業概要
- (2) 交通事故に関する相談窓口と事業概要

(1) 犯罪被害者等相談窓口と事業概要

| <p>公益社団法人 やまがた被害者支援 センター</p> | <p>〈民間被害者支援団体〉</p> <p>専門の相談員が、電話や面接による相談を受け、各種支援制度の紹介や情報提供を行います。 相談内容により、必要に応じて下記の支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面接相談 ○ 警察署、検察庁、裁判所、病院などへの付添い ○ 犯罪被害者等給付金等の申請補助業務 ○ 精神科医等によるカウンセリング など <table border="1" data-bbox="576 801 1425 1238"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(公社) やまがた被害者支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付時間等</td> <td>月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ：相談電話)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>023-676-5630</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>https://www.yvsc.jp/ (ホームページからメールで相談も可能)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="576 1323 1425 1677"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害者支援相談電話 庄内出張相談所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付時間等</td> <td>毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所)</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります</td> </tr> </tbody> </table> | (公社) やまがた被害者支援センター | | 受付時間等 | 月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く | 所在地 | 〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内 | 電話番号 | 023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ：相談電話) | FAX | 023-676-5630 | ホームページ | https://www.yvsc.jp/ (ホームページからメールで相談も可能) | 被害者支援相談電話 庄内出張相談所 | | 受付時間等 | 毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く | 所在地 | 〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所) | 電話番号 | 0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります |
|--------------------------------------|--|--------------------|--|-------|------------------------------------|-----|---|------|---|-----|--------------|--------|--|-------------------|--|-------|----------------------------------|-----|--|------|--|
| | (公社) やまがた被害者支援センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受付時間等 | 月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ：相談電話) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| FAX | 023-676-5630 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホームページ | https://www.yvsc.jp/ (ホームページからメールで相談も可能) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害者支援相談電話 庄内出張相談所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受付時間等 | 毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

公益財団法人
山形県暴力追放
運動推進センター

〈暴力団による被害の救済〉

暴力団による不当な行為の防止及び被害の救済を図る事を目的に、次のような活動を行っています。

- 相談活動（電話・面接・出張相談）
- 各種支援活動
 - ・ 裁判手続費用等の無利子貸付（損害賠償請求訴訟等）
 - ・ 見舞金の支給
- 広報活動等
 - ・ 暴力追放に関する広報活動等

| （公財）山形県暴力追放運動推進センター | |
|---------------------|---|
| 受付時間等 | 月曜日～金曜日 9:00～16:00 |
| 所在地 | 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 村山総合支庁本庁舎 6 階 |
| 電話番号 | 0120-89-3040（相談受付専用電話） 023-633-8930（代表） |
| FAX | 023-676-4140 |
| ホームページ | http://www.y-boutsui.or.jp/ |

酒田海上保安部

〈海上保安庁の施策と相談窓口〉

- 1 被害者連絡制度（犯罪被害者等への情報提供）
捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等を、捜査上支障のない範囲で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。
- 2 捜査の過程における配慮
 - (1) 犯罪被害者等支援制度
犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件直後から次のような活動をしていきます。
 - ・犯罪被害者及びその家族への付き添い
 - ・支援制度の説明等
 - (2) 事情聴取における配慮
犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全の確保、精神的負担の緩和に配慮しています。また、性犯罪被害者等に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。
- 3 経済負担の軽減
 - (1) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度
司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担します。
(※ 対象遺体によっては一部支給できない場合がありますので、事件取扱い海上保安部にお問い合わせ下さい。)
 - (2) 診断書等の公費負担制度
犯罪被害者の被害に係る診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続きにおける経済的負担の軽減に努めています。

第二管区海上保安本部

| | |
|------|------------------|
| 所在地 | 宮城県塩釜市貞山通 3-4-1 |
| 電話番号 | 022-363-0111（代表） |

酒田海上保安部

| | |
|------|------------------|
| 所在地 | 酒田市船場町 2-5-43 |
| 電話番号 | 0234-22-1831（代表） |

山形地方検察庁

〈被害者ホットライン〉

【犯罪被害者ホットライン概要】

「被害者ホットライン」は、犯罪の被害に遭われた方が、検察庁へ気軽に相談・問い合わせを行えるように、被害者支援員を配置している全国の検察庁に設置した専用電話です。

【対象者】

犯罪被害に遭われた方など

【詳細】

犯罪被害に遭われた方からの相談・問い合わせに応える専用「被害者ホットライン」に、検察庁の被害者支援員が応答し、支援活動を行っています。

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方からの相談に応じるほか、法廷への案内・付添い、確定記録等の閲覧、証拠品還付などの手助けを行います。

また、刑事事件の処分・裁判結果をお知らせする被害者等通知、加害者の刑事施設における処遇状況等をお知らせする加害者処遇状況等通知、再被害防止のための受刑者釈放予定等通知のほか、刑事裁判への参加、被害回復給付金等の各種制度を案内しています。

| 山形地方検察庁 | |
|------------------------|---|
| 被害者 ホットライン 受付番号等 | 023-622-5122 (FAX 共通) 平日 9:00～17:00 まで |
| 所在地 | 山形市大手町1番32号 山形地方検察庁 |
| 電話番号 | 023-622-5196 (代表) |

| | |
|----------------|---|
| <p>山形保護観察所</p> | <p>〈犯罪被害者等相談室〉</p> <p>更生保護における犯罪被害者等施策として、被害者や遺族への制度や手続のための情報提供をしています。</p> <p>専任の担当者が対応します。それぞれの制度は、利用できる期限が限られます。</p> <p>また、利用には申し出のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要です。</p> <p>○ 意見等聴取制度 地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放、仮退院等の審理において、意見等を述べることができます。申出手続が必要です。</p> <p>(申し出ができる人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮釈放、仮退院等の審理の対象になっている加害者の犯罪により被害を受けた方 ・ 被害を受けた方の法定代理人 ・ 被害を受けた方がなくなった場合またはその心身に重大な故障(病気やけが等)がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹 <p>○ 心情等伝達制度 被害に関する気持ちや加害者の生活に関する意見をお聴きし、保護観察中の加害者に伝えます。申出手続が必要です。</p> <p>(申し出ができる人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方 ・ 被害を受けた方の法定代理人 ・ 被害を受けた方が亡くなった場合またはその心身に重大な故障(病気やけが等)がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹 <p>○ 被害者等通知制度 加害者の保護観察の状況等に関する情報を、希望される被害者の方やご遺族に通知します。申出手続きが必要です。</p> <p>○ 相談・支援 被害者専任の担当者が相談に応じます。</p> |
|----------------|---|

○ 刑務所または少年院に入っている者の被害者等の相談先

東北地方更生保護委員会

| | |
|-------|--|
| 受付時間等 | 平日 8:30～17:15 |
| 電話番号 | 022-221-3540 (被害者等専用番号) 022-221-3536 (代表) |
| 所在地 | 仙台市青葉区片平一丁目3番1号 仙台法務総合庁舎4階 |

○ 保護観察中の者の被害者等の相談先

山形保護観察所

| | |
|------|--|
| 受付時間 | 平日 8:30～17:15 |
| 電話番号 | 023-631-2431 (被害者等専用番号) 023-631-2277 (代表) |
| 所在地 | 山形市大手町1番32号 |

公益財団法人
犯罪被害救援基金

〈犯罪被害者遺児等に対する学資給与事業〉

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金等給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を支給しています。

(返済の必要はありません。)

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校等に在学（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学費の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先)

各警察本部犯罪被害給付事務担当課

〈犯罪被害者等に対する支援金支給事業〉

支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先)

公益財団法人犯罪被害救援基金

〈窓口〉

公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6

平河町共済ビル内

電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

| (公財) 犯罪被害救援基金 | |
|---------------|---|
| 電話番号 | 03-5226-1020 |
| FAX | 03-5226-1023 |
| 所在地 | 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内 |
| ホームページ | http://kyuenkikin.or.jp/ |

その他の問い合わせ先

山形県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室

日本司法支援センター
山形地方事務所
(法テラス山形)

〈犯罪被害者支援ダイヤル〉

【法テラスが行う犯罪被害者支援業務】

- 1 情報提供業務
法的トラブルの解決方法や相談窓口がわからない方に対し、身近な司法の相談窓口として、適切な「相談窓口のご案内」や「法制度の紹介」を行います。
- 2 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。
- 3 DV等被害者法律相談援助
特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている方（現に受けている疑いがある方も含む）に対し、資力に関わらず、再被害の防止に関して必要な法律相談を行う制度です（一定の基準を超える資産をお持ちの場合は、相談料をご負担いただきます）。
- 4 被害者国選弁護関連業務
 - 被害者参加制度
 - 被害者参加人のための国選弁護制度
 - 被害者参加旅費等支給制度

（9頁参照）
- 5 民事法律扶助制度（要件あり）
 - 民事に関する無料法律相談
 - 弁護士費用の立替
- 6 日本弁護士連合会委託援助（日弁連受託業務）

| 日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル | |
|------------------------|---|
| 電 話 | 0120-079714 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 |

| 日本司法支援センター山形地方事務所（法テラス山形） | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 所在地 | 山形市七日町二丁目 7-10 NANA BEANS 8階 |
| 電 話 | 050-3383-5544 平日 9:00～17:00 |

法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/index.html>

山形県弁護士会

〈犯罪被害者支援センター〉

犯罪にあわれた被害者の方々に対して、速やかな被害回復その他の法的な支援を行うことを目的として、山形県弁護士会が「犯罪被害者支援センター」を設置しています。

犯罪被害にあわれ、どのように対処したらよいか分からないためにお悩みの方はご相談ください。

| 犯罪被害者支援センター | |
|-------------|---|
| 受付時間 | 月～金 午前10時～午後4時 電話相談の申込み |
| 受付番号 | 023-622-2234 |
| 相談 | 初回のみ 料金無料 |
| 所在地 | 山形市七日町二丁目7-10 NANA BEANS 8階 山形県弁護士会 |
| ホームページ | http://www.yamaben.or.jp/ |

山形少年鑑別支所

〈被害者等通知制度〉

【概要】

「被害者等通知制度」における申出受付窓口

【対象者】

少年事件の被害に遭われたご本人等

【詳細】

「被害者等通知制度」に基づき、少年事件の加害者の処遇状況等に関する通知希望の申出の窓口となっています。

| 山形少年鑑別支所 | |
|----------|---------------------------------|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (休日・祝日は除く) |
| 受付番号 | 023-642-3444 |
| 所在地 | 山形市小白川五丁目 21-25 山形少年鑑別支所 |

山形労働局**〈総合労働相談コーナー〉**

解雇、労働条件の切り下げ、いじめ、嫌がらせなど、事業主と労働者の間で個別労働紛争が増加しています。

こうしたトラブルについては、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、労働相談、助言・指導、あっせん等により山形労働局が紛争解決のお手伝いをします。

| 山形労働局総合労働相談コーナー | |
|-----------------|--|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く) |
| 受付番号 | 023-624-8226 |
| 所在地 | 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階 山形労働局雇用環境・均等室 |

| 山形総合労働相談コーナー | |
|--------------|--|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く) |
| 受付番号 | 023-624-6211 |
| 所在地 | 山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎 4 階 山形労働局基準監督署内 |

| 米沢総合労働相談コーナー | |
|--------------|---|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く) |
| 受付番号 | 0238-23-7120 |
| 所在地 | 米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎 3 階 米沢労働基準監督署内 |

庄内総合労働相談コーナー

| | |
|------|---------------------------------------|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日は除く) |
| 受付番号 | 0235-22-0714 |
| 所在地 | 鶴岡市大塚町 17-27 鶴岡合同庁舎 3 階 庄内労働基準監督署内 |

新庄総合労働相談コーナー

| | |
|------|---------------------------------------|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日は除く) |
| 受付番号 | 0233-22-0227 |
| 所在地 | 新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎 3 階 新庄労働基準監督署内 |

村山総合労働相談コーナー

| | |
|------|--------------------------------------|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日は除く) |
| 受付番号 | 0237-55-2815 |
| 所在地 | 村山市楯岡楯 2-28 村山合同庁舎 2 階 村山労働基準監督署内 |

※ 上記総合相談コーナーのほか、各労働基準監督署、各ハローワークでもそれぞれの業務に関する相談に応じております。

全国健康保険協会
山形支部

〈医療保険事業〉

【事業概要】

全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険の事業運営

- ・健康保険、船員保険の保険給付
- ・健康保険、船員保険の任意継続被保険者の適用
- ・保健事業、保険運営の企画 など

【対象者】

協会管掌健康保険の被保険者及び被扶養者

【取り扱う書類について】

- ・健康保険関係
健康保険給付（傷病手当金、高額療養費など）申請書
- ・任意継続被保険者関係
任意継続被保険者資格取得申出書
- ・保険証の再交付関係
健康保険被保険者証再交付申請書
- ・保健事業（健診等）関係
生活習慣病予防健診の申込書
特定健康診査受診券の申請書
- ・貸付事業に関すること
高額医療費貸付申込書 など

【交通事故などの届出について】

- ・相手のある交通事故やけんかなどの治療で保険証をお使いいただく場合には、「第三者行為による傷病届」を提出していただきます。
- ・「第三者行為による傷病届」を提出していただくことにより、全国健康保険協会が負担した保険診療分や傷病手当金等の受給分について、当協会が自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）会社や加害者に対して損害賠償請求権を代位取得します。
- ・業務中や通勤途中の事故については、労災保険や自賠責保険になりますので、医療機関等にお申し出いただきます。

| 全国健康保険協会山形支部 | |
|--------------|---|
| 電話番号 | 023-629-7225 |
| 受付時間 | 平日 8:30～17:15 |
| 所在地 | 〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 全国健康保険協会山形支部 |

| <p>年金事務所</p> | <p>〈厚生年金保険や国民年金についての相談〉</p> <p>社会保険・年金相談（各年金事務所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形年金事務所</td> <td>023-645-5111</td> <td rowspan="5">月～金 8:30～17:15</td> </tr> <tr> <td>寒河江年金事務所</td> <td>0237-84-2551</td> </tr> <tr> <td>新庄年金事務所</td> <td>0233-22-2050</td> </tr> <tr> <td>鶴岡年金事務所</td> <td>0235-23-5040</td> </tr> <tr> <td>米沢年金事務所</td> <td>0238-22-4220</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 電話番号 | 受付時間 | 山形年金事務所 | 023-645-5111 | 月～金 8:30～17:15 | 寒河江年金事務所 | 0237-84-2551 | 新庄年金事務所 | 0233-22-2050 | 鶴岡年金事務所 | 0235-23-5040 | 米沢年金事務所 | 0238-22-4220 |
|----------------------------|---|-------------------|------|------|--------------|--------------|-----------------------------------|----------|--|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|
| 名 称 | 電話番号 | 受付時間 | | | | | | | | | | | | | |
| 山形年金事務所 | 023-645-5111 | 月～金 8:30～17:15 | | | | | | | | | | | | | |
| 寒河江年金事務所 | 0237-84-2551 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新庄年金事務所 | 0233-22-2050 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鶴岡年金事務所 | 0235-23-5040 | | | | | | | | | | | | | | |
| 米沢年金事務所 | 0238-22-4220 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>山形県後期高齢者 医療広域連合</p> | <p>〈後期高齢者医療制度についての相談〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">山形県後期高齢者医療広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号</td> <td>0237-84-7100</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 8:30～17:15 (12月29日～1月3日を除く)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 (山形県国保会館内)</td> </tr> </tbody> </table> | 山形県後期高齢者医療広域連合 | | 電話番号 | 0237-84-7100 | 受付時間 | 平日 8:30～17:15 (12月29日～1月3日を除く) | 所在地 | 〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 (山形県国保会館内) | | | | | | |
| 山形県後期高齢者医療広域連合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 0237-84-7100 | | | | | | | | | | | | | | |
| 受付時間 | 平日 8:30～17:15 (12月29日～1月3日を除く) | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 (山形県国保会館内) | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 交通事故に関する相談窓口と事業概要

| <p>公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 山形県支部</p> | <p>〈弁護士による交通事故相談〉</p> <p>交通事故の損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときに、弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談斡旋を行います。面接相談をした後に、示談斡旋に適する事案か否かを弁護士が判断したうえ、申込手続をしていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="644 571 1404 981"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="644 571 1404 613">(公財) 日弁連交通事故相談センター山形県支部</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="644 613 863 678">電話番号</td><td data-bbox="863 613 1404 678">023-635-3648</td></tr><tr><td data-bbox="644 678 863 775">受付時間</td><td data-bbox="863 678 1404 775">月～金曜日 午前9時～午後5時</td></tr><tr><td data-bbox="644 775 863 873">面接相談時間</td><td data-bbox="863 775 1404 873">火・金曜日 午前9時30分～午後零時 (事前予約制)</td></tr><tr><td data-bbox="644 873 863 925">面接相談</td><td data-bbox="863 873 1404 925">5回まで無料 (1回30分)</td></tr><tr><td data-bbox="644 925 863 981">ホームページ</td><td data-bbox="863 925 1404 981">http://www.yamaben.or.jp/</td></tr></tbody></table> | (公財) 日弁連交通事故相談センター山形県支部 | | 電話番号 | 023-635-3648 | 受付時間 | 月～金曜日 午前9時～午後5時 | 面接相談時間 | 火・金曜日 午前9時30分～午後零時 (事前予約制) | 面接相談 | 5回まで無料 (1回30分) | ホームページ | http://www.yamaben.or.jp/ |
|---|--|-------------------------|--|------|--------------|------|--------------------|--------|-------------------------------|------|----------------|--------|---|
| (公財) 日弁連交通事故相談センター山形県支部 | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 023-635-3648 | | | | | | | | | | | | |
| 受付時間 | 月～金曜日 午前9時～午後5時 | | | | | | | | | | | | |
| 面接相談時間 | 火・金曜日 午前9時30分～午後零時 (事前予約制) | | | | | | | | | | | | |
| 面接相談 | 5回まで無料 (1回30分) | | | | | | | | | | | | |
| ホームページ | http://www.yamaben.or.jp/ | | | | | | | | | | | | |

公益財団法人
交通事故紛争処理
センター仙台支部

〈交通事故に関する紛争の解決〉

自動車事故にあわれ、損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が中立・公正な立場で紛争解決のお手伝いをします。弁護士費用は無料です。ご利用には電話予約が必要になります。

| (公財) 交通事故紛争処理センター仙台支部 | |
|-----------------------|---|
| 所在地 | 〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11階 |
| 電話番号 | 022-263-7231 |
| FAX | 022-268-1504 |
| ホームページ | https://www.jcstad.or.jp/ |
| 電話受付時間 | 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日及び12月29日～1月3日を除く) |

一般財団法人
自賠責保険・共済紛争
処理機構

〈自動車事故に関する紛争の解決〉

自賠責保険金・共済金の支払いについて、支払いの適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払い内容について調停事業を行っています。

また、交通事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

○ 紛争処理

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

・対象要件等

交通事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人

○ 相談業務

交通事故による被害者等からの相談に応じています。

・対象要件等

自賠責保険、自賠責共済の支払に関する事項に限ります。

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

| | |
|--------|---|
| 所在地 | 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階 |
| 電話番号 | 0120-159-700 |
| 受付時間 | 9 時～12 時、13 時～17 時（平日） |
| ホームページ | http://www.jibai-adr.or.jp/ |

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）

〈交通事故被害者等に対する支援〉

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や指導・助言、療護施設の設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

1 ナスバ療護施設の設置・運営

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者※1）専門の療護施設（ナスバ療護センター及びナスバ委託病床※2）が、ナスバにより、全国11か所で設置・運営されています。

これらの療護施設への入院期間は概ね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

※1 自力移動・摂食、意思疎通、意味のある発語が不可能など、一般には植物状態という言葉で理解されている障害です。

※2 ナスバ委託病床とは、ナスバ療護センターに準じた治療・看護を行う療護施設機能病床を、一般病院に委託しているものをいいます。

〈ナスバ療護センター〉

- ・東北療護センター（ベッド数50床）
宮城県仙台市太白区長町南4-20-6 【TEL 022-247-1171】
- ・千葉療護センター（ベッド数80床）
千葉県千葉市美浜区磯辺3-30-1 【TEL 043-277-0061】
- ・中部療護センター（ベッド数50床）
岐阜県美濃加茂市古井町下古井630 【TEL 0574-24-2233】
- ・岡山療護センター（ベッド数50床）
岡山県岡山市北区西古松2-8-35 【TEL 086-244-7041】

〈ナスバ委託病院〉

- ・社会医療法人医仁会中村記念病院（ベッド数12床）
北海道札幌市中央区南1条西14丁目291番地
【TEL 011-231-8555】
- ・医療法人社団浅ノ川金沢脳神経外科病院（ベッド数5床）
石川県野々市市郷町262-2 【TEL 076-246-5600】
- ・医療法人康心会湘南東部総合病院（ベッド数12床）
神奈川県茅ヶ崎市西久保500番地 【TEL 0467-83-9111】
- ・学校法人藤田学園藤田医科大学病院（ベッド数10床）
愛知県豊明市杓掛町田楽ヶ窪1-98 【TEL 0562-93-2111】
（一貫症例研究型委託病院）
- ・大阪府泉大津市立病院（ベッド数16床）
大阪府泉大津市下条町16-1 【TEL 0725-32-5622】

- ・社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院（ベッド数 20 床）
福岡県久留米市津福本町 422 【TEL 0942-35-3322】
- ・一般財団法人永頼会 松山市民病院（ベッド数 5 床）
愛媛県松山市大手町 2 丁目 6 番地 5 【TEL089-913-0081】



2 介護料支給等

自動車事故による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供しご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

【支給対象者】

特Ⅰ種（最重度）

Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方

Ⅰ種（常時要介護）

自動車損害賠償保障法施行令（以下、「自賠法施行令」といいます。）別表第一第 1 級 1 号又は 2 号に認定されている方など（※）

Ⅱ種（随時要介護）

自賠法施行令別表第一第 2 級 1 号又は 2 号に認定されている方など（※）

（※）同等の傷害を受けた方が対象となる場合があります（詳しくはHPをご覧ください。）

【支給額（月額）】

認定された種別毎に

特Ⅰ種 85,310 円～211,530 円

Ⅰ種 72,990 円～166,950 円

Ⅱ種 36,500 円～ 83,480 円

（対象となる費用）

- ① 訪問看護等在宅介護サービス
- ② 介護用品の購入等（修理を含む）
- ③ 消耗品の購入

【支給の制限】

① 次のような場合は支給できません。

- ・ ナスバ療護施設に入院したとき。
- ・ 他法令に基づく施設に入所または介護料相当の給付を受けたとき 等。

その他、支給できない条件がありますので、下記のナスバ山形支所までお問い合わせください。

② 所得制限

- ・ 主たる生計維持者の合計所得金額が年間 1,000 万円を超えたときは支給できません。

【短期入院・入所費用の助成】

支給資格の認定を受けた方が、治療等を受けるため病院・施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

年間 45 万円以内（年間 45 日以内）の範囲内で支給します（令和 4 年度からリハビリ目的の入院の場合に限っては、1 回あたりの入院期間が 2 日～最長 30 日まで利用できます）。

（対象となる費用）

- ① 入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ② 室料差額及び食事負担金として自己負担した額（1 日 1 万円を上限）

※治療費の自己負担分は対象外です。

- ③ 短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額

【訪問支援、交流会】

介護料受給者等の精神的支援のため、直接介護料受給者を訪問して、介護に関する相談や情報提供を実施しています。

また、同じ境遇にある各ご家庭の介護者等皆様が介護におけるお悩みを共有し、互いに情報交換していただけるよう、交流会を実施しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。



3 交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象となります。

【貸付金額（無利子）】

- ・一時金（貸付時）…15万5千円
- ・貸付期間中 毎月…1万円又は2万円（選択制）

※ このほか、小学校、中学校に入学されるお子様を対象に入学支度金（4万4千円）の貸付を行っています。（希望される方のみ対象となります。）

【返還】

原則として20年以内の月々均等払い。

（進学・病気等による猶予制度等あり。）

※返済いただいた返還金は、他の交通遺児等へ貸し付けをするための貴重な原資となります。

詳しくは、こちらをご覧ください。



4 相談業務

- ① 介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
- ② 交通遺児の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じます。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構） 山形支所

| | |
|------|------------------|
| 電話番号 | 023 - 609 - 0500 |
|------|------------------|

- ③ 交通事故に関する各種相談窓口、ナスバのサービスについて案内します。

ナスバ交通事故被害者ホットライン

| | |
|------|--|
| 電話番号 | 0570 - 000738 IP 電話からは、03 - 6853 - 8002 |
|------|--|

| | |
|-------|--|
| 受付時間等 | 10:00～12:00 13:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く) |
|-------|--|

公益財団法人
交通遺児育英会

〈交通遺児等に対する学資の貸与〉

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいがある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

○ 奨学金の貸与
(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に奨学金を無利子で貸します(大学生・専修学校生・大学院生は一部給付制度があります)。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障がいのために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。

※申込時 25 歳までの方

○ 専門窓口

応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)

03-3556-0773 (奨学課・直通)

| (公財) 交通遺児育英会 | |
|--------------|---|
| 所在地等 | 〒102-0093 千代田区平河町二丁目 6-1 平河町ビル 3 階 |
| 電話番号 | 03-3556-0771 |
| F A X | 03-3556-0775 |
| ホームページ | https://www.kotsuiji.com/ |

公益財団法人
交通遺児等育成基金

〈交通遺児等への基金〉

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、満 19 歳になるまで定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度。

【対象要件】

交通事故により死亡された遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

| (公財) 交通遺児等育成基金 | |
|----------------|---|
| 所在地 | 〒103-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル7階 |
| 電話番号 | 0120-16-3611 03-5212-4511 |
| F A X | 03-5212-4512 |
| ホームページ | http://www.kotsuiji.or.jp/ |

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サ
ポートセンター)

〈損害保険・交通事故全般に関する相談〉

損害保険に関する一般的なご相談や自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関するご相談等をお受けします。

| 日本損害保険協会そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター) | |
|---|---|
| 相談日 | 月曜日～金曜日 9:15～17:00 (土・日・祝日及び12月30日～1月4日を除く) |
| 電話番号 | ナビダイヤル (全国共通) 0570-022808 |
| ホームページ | https://www.sonpo.or.jp/ |

山形県
交通安全母の会連合会

〈交通遺児激励事業〉

1 事業概要

県内に居住する満 18 歳まで（18 歳に達した日に属する学年の末日まで）の者で、交通事故のため当該交通事故の発生日から 1 年以内に父、母又は実質的に当該遺児を扶養していたものと認められる者を失った、若しくは当該事故のための父母等が生計を維持できない程度の心身障害になった者の子に対し激励金を給付するものです。

2 給付内容

- ① 激励見舞金
- ② 勉学等奨励金
- ③ 入学祝金
- ④ 卒業等祝金

3 給付金額

| | |
|--------|--|
| 激励見舞金 | 遺児の発生した世帯 1 世帯につき 50,000 円を給付。遺児が複数ある場合は、2 人目以降は 1 人につき 50,000 円を加算して給付 |
| 勉学等奨励金 | 年度末の年齢が 12 歳以下の遺児 1 人につき、年額 60,000 円を給付 年度末の年齢が 15 歳以下の遺児 1 人につき、年額 80,000 円を給付 年度末の年齢が 18 歳以下の遺児 1 人につき、年額 120,000 円を給付 |
| 入学祝金 | 小学校に入学する遺児 1 人につき、50,000 円を給付 中学校に入学する遺児 1 人につき、70,000 円を給付 |
| 卒業等祝金 | 中学校を卒業する遺児 1 人につき 70,000 円を給付 年度末において、18 歳に達した遺児 1 人につき 120,000 円を給付 |

4 問い合わせ先

| | |
|----------------------------|---|
| 山形県交通安全母の会連合会（消費生活・地域安全課内） | |
| 電話番号 | 023-630-2462 |
| 受付時間 | 平日 8:30～17:15 |
| 所在地 | 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 山形県交通安全母の会連合会事務局 |